## 特別民間法人・特別法人 一覧

			1寸加以间从入	1 3 73	」	
No.	法人名	根拠法令	事務·事業内容	法人類型	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
1	中央労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法 律第118号) 【事務·專業の根拠】 労働災害防止団体法第8条、第11 条	労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、労働災害の防止に関し、以下の業務を行う。 ①会員間の連絡及び調整 ②事業主、事業主団体が行う労働災害防止のための活動促進 多教育及び技術的援助のための施設及び運営 ④技術的な事項についての指導及び援助 ⑤機械及び器具についての指導及び接助 ⑤機械及び器具についての試験及び検査 ⑥労働者の技能に関する講習 ⑦情報及び資料の収集及び提供 ⑧調査及び広報	特別民間法人	数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費節 減等の各項目に対し指摘を受けたことを踏ま	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報性、教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、終費削減、目標管理、安全衛生調査研究に係る取組等については引き続き取り組みつつ、社会情勢の変動に合わせて常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。 団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととしたい。
2	建設業労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法 律第118号) 【事務·事業の根拠】 労働災害防止団体法第8条、第36 条	建設業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、建設業に保係労働災害の防止に関し、以下の業務を行う。規程の設定(ご会員に対する労働災害防止と関する技術的な事項についての指導及び援助。3機械及び器具についての試験及び検査。3労働者の技能に関する講習5情報及び資料の収集及び提供(6割套及び近報の収集及び提供(6割套及び成報(7)③~⑥の業務に付帯する業務	特別民間法人	平成23年度の労働政策審議会において、理事 数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費節 減等の各項目に対し指摘を受けたことを踏ま	労働災害をめぐる状況が厳しきを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防に関する情報提供、教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、会費やその在り方の見直し、終費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については引き続き取り組みつつ、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務適整の充実に学めることとしたい。団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する所は公労働災害防止に置り収在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととしたい。
3	陸上貨物運送事業労働災 害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法 律第118号) 【事務·事業の根拠】 労働災害防止団体法第8条、第36 条	陸上貨物運送事業における労働災害の防止を 目的とする事業主の団体による自主的な活動を 促進するため、陸上貨物運送事業に係る労働災 害の防止に関し、以下の業務を行う。 ()労働災害防止規程の設定に関する技術的 な事項についての指導及び援助 (3 機械及び器具についての試験及び検査 (4)労働者の対策に関する諸智 (5)情報及び資料の収集及び提供 (6)調査研究及び広報・書及 (7)③~⑥の業務に付帯する業務	特別民間法人	数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費節 滅等の各項目に対し指摘を受けたことを踏ま え、平成29年度以降も継続的に事務・事業等の 見直しを実施している。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止関する情報性、教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、会費やそのを引うの見面し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については引き続き取り組みつつ、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に学めることとしたい。団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度の時期がする所は分別を保護、対して、令和5年度の場合としたが、の場所はする第14次労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度の時期がするが14次労働災害防止に責む活動に対して、令和5年度の人間を対して、令和5年度の場合といる。
4	林業・木材製造業労働災	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法 律第118号) 【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体法第8条、第36 条	林業・木材製造業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、林業・木材製造業に係る労働災害の防止に関し、以下の業務を行う。 「労働災害防止規程の設定(2会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ③機械及び器具についての試験及び検査 ④労働者の技能に関する講習 「気情報及び資料の収集及び提供 ⑤則者耐発及び広報・費及 「⑦③~⑥の業務に付帯する業務	特別民間法人	数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費節 減等の各項目に対し指摘を受けたことを踏ま	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識、ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止に弱か唯進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、金費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の良血、安全衛生調査研究に係る取組については引き続き取り組みつつ、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務宣営の充実に努めることとしたい。団体が取り組む労働災害防止に育する活動に対して、令和5年度の時から開始する「新・4次学の機災害防止計画「現在策定中」、を根ま、つつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととしたい。
5	港湾貨物運送事業労働災 害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法 律第118号) 【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体法第8条、第36 条	港湾貨物運送事業における労働災害の防止を 目的とする事業主の団体による自主的な活動を 促進するため、港湾貨物運送事業に係る労働災 害の防止に関し、以下の業務を行う。 (2会員に対する労働災害防止に関する技術的 な事項についての指導及び援助 る機械及び器具についての試験及び検査 (分)制を引きない。 (分)制を引きない。 (分)制を引きない。 (分)制を引きない。 (分)制を引きない。 (分)制を引きない。 (分)制を引きない。 (分) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	特別民間法人	平成23年度の労働加策審議会において、理事 数の削減、支部の廃止・全費の見直し・経費節 滅等の各項目に対し指摘を受けたことを踏ま え、平成29年度以降も継続的に事務・事業等の 見直しを実施している。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・パウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止に活動の推進役としての役割」、庁労働災害防止に関する情報提供、教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても、会費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については引き続き取り組みつつ、第1日無設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととしたい。
6	全国社会保険労務士会連 合会	【設立の根拠】 社会保険労務士法(昭和43年法律 第89号)第25条の34第1項 【事務・事業の根拠】 社会保険労務士法第25条の34第2 項	社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その 資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会 保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に 関する事務並びに社会保険労務士の登録に関 する事務を行うほか、試験事務及び代理業務試 験事務を行うこと。	特別民間法人	・所管官庁による法人の事務・事業の見直しを 適宜行っている。 ・全国社会保険労務士会連合会においては、同 会の会則の規定に基づき、外部の学識経験者 を含む資格審査会(※)において、業務実績評価を行っている。 (※) 資格審査会は、社会保険労務士法第25 条の37に規定されており、委員は、学職経 験者、労働又は社会保険の行政事務に従事 する職員、社会保険労務士から、厚生労働 大臣の承認を受けて、選任されている。	・社会保険労務士法第1条の2において、社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で業務を行うことが規定されているところ、その業務の適切な実施のため、連合会において、的確に社会保険労務士会及びその会員の指導等が行われている。今後とも、連合会に、社会保険労務士会及びその会員の指導等の徹底を図らせていくこととす。・社会保険労務士の登録に関する事務については、連合会において適切に実施されている。今後とも、連合会に、社会保険労務士法流行規則第12条の9に基づき、毎月、登録状況を確認していくこととする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	中央職業能力開発協会	【設立の根拠】 職業能力開発促進法(昭和44年法 律第64号)第52条 【事務·事業の根拠】 職業能力開発促進法第55条	技能検定試験問題の作成その他職業能力の開 発の促進に関し必要な業務の実施	特別民間法人	務・事業の見直しを行った。 ・技能向上対策費補助事業の予算の縮減 補助事業の一部廃止等により、平成22年度	技能検定職種のうち、111職種を対象として、産業界のニーズに即した試験問題の作成等を行ってきた。産業動向の変化のスピードが上がり、人口減少局面に突入し、今後も能力開発の重要性の活まりや多様化が手想されることを考慮すると、多様なニーズに機動的な対応がとれる体制の整備と、事業の効率的な執行に向けた不断の見直しが必要である。

No.	法人名	根拠法令	事務・事業内容	法人類型	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
8	企業年金連合会	【設立の根拠】 公的年金制度の健全性及び信頼性 公的年金制度の健保のための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律(平成25年 法律第63号)附則第37条 【事務・事業の根拠】 ・公的年金制度の健全性及び信頼 性の確保のための厚生年金保険法等 等の一部を改正する法律附則第40条	①中途脱退者および解散基金加入員に対する 老節年金給付および一時金たる給付の支給 ②企業年金制度間のボータピリティの拡充に対 応した生金通算事業 ③会員の行う事業の健全な発展を図るために必 要な事業で次に掲げるもの ・会員の行う事業についての助言および連絡 ・会員に関する教育、情報の提供および相談 ・会員の行う事業および年金制度に関する調査 および研究 ・その他、会員の健全な発展を図るために必 を事業 《国断が代行返上基金および解散基金から数 で事業 《国断が代行返上基金および解散基金から数 変の整理に関する事務 ②の管理に関する事務 ③の管理に関する事務 ⑤ 確定給付企業年金、受事を記 録の整理に関する事務 ⑤ 循定給付企業年金、送金型・規約型)及び厚 生年金基金から拠出された年金資産を表とめ、 ⑤ 確定給付企業年金、経金型・規約型)及び厚 生年金基金から拠出された年金資産を表との 資産規模を大きくすることにより効率的な資産運 用を確定拠出せるの事業主及び国民年金基金 含会の委託を受けて行う情報収集等業務及び資料提供等業務	特別民間法人	・各厚生年金基金からの拠出金を原資とした共済制度である支払保証事業について、支払保証事業のあり方に関する検討会でとりまとめられた「支払保証事業のあり方に関する検討会報告」(平成26年1月)を受け、平成26年4月に廃止することとした。 ・令和4年5月より企業年金ネットワークを利用した企業年金との中途脱退者の年金資産の移受した関いる業務や支給し、企業年金における移換に係る手続きの省力化・迅速化、情報提供等会員サービスの充実を図るため、準備を行っている。 ・令和4年10月から実施される記録関連運営管理機関に国民年金基金連合会との情報連携に同けて、企業型DCの全加入者(約800万件)に同けて、企業型DCの全加入者(約800万件)にあっデータと突合を行う情報システム(「企業年金のデータと突合を行う情報システム」(企業年金のデータと突合を行う情報システム(企業年金のプラットフォーム」)を構築するため、準備を進めている。	老後に向けた資産形成のための私的年金制度の重要性が高まる 中で、企業年金加入者等の資産形成を促進するため、企業年金 連合会は、企業年金制度の発展を図るための研修・相談等の社 会的ニーズの高い事業を引き続き元業させていく必要がある。 また、企業年金の中途脱退者等に対する選算年金の記録管理・ 給付に伴い、保険者として年金資産を全かつ効率的な管理・ 用を引き続き実施していかなければならない。その上で、会員拡 大による収入の確保に努め、引き続き健全な運営を目指すことが 重要である。
9	石炭鉱業年金基金	[設立の根拠] 石炭鉱業年金基金法(昭和42年法 律第135号)第6条 [事務·專業の根拠] 石炭鉱業年金基金法第4章	石炭鉱業を行う事業場における坑内員及び坑外 員に対する年金たる給付及び一時金たる給付の 支給	特別民間法人	事業運営を効率的に実施するよう継続的な努力 を行い、平成22年度から職員給与の削減を実 施し、削減後の状態を維持するとともに、年金受 給者の手続等の利便性の向上と年金基金運営 の迅速化と効率化を図るために、令和2年12月 に基金事務所を東京都千代田区から産炭地の 北海道釧路市へ移転した。	加入員である坑内員・坑外員に対する生活の安定と福祉の増進 のため、年金の記録管理や支払業務を円滑に実施していくとも に、保険者として年金資産を安全かつ効率的に管理・運用を実施 していがなければならない。 その上で、年金受給者に係る情報管理及びセキュリティに万全を 期し、より一層の適正な運営を目指していくことが重要である。
10	社会保険診療報酬支払基金	号)第160条 ・特定B型肝炎ウイルス感染者給	① 審査支払業務 ② 退職者医療関係業務 ③ 介護保険関係業務 ⑤ 病除転換助成事業関係業務 ⑥ 特定日型肝炎ウイルス感染者給付金等支給 閉係業務 ⑦社会保障・税番号制度関係業務 ⑥医療機関等情報化補助業務 ③ 健康スコアリングレポート作成委託業務 ⑪履歴照会・回答システムを管理運営する業務	特別民人	令和元年5月に社会保険診療報酬支払基金法が改正され、各都道府県の支部を廃止し、支部2年3月には計審査事務集約化計画工程表が改定され、レセブト点検業務について、令和4年10月に、その実施場所を審査事務セシター(分室)に集約することとされて、準備を進めている。また、令和2年に厚生労働省に設置された「審査支払機能の在り方に関する検討会」において、審査支払機能のを合めかつ効率的な在り方について、具体的な方針・工程等の議論が行われ、その工程に促せて取組を進めている。更に、令和元年の健康保険法等・部な正法により、データヘルスの取組が業務に追加された。	令和4年10月に実施される審査事務の集約に向けた準備を着実 に進めているが、令和2年7月17日閉議決定の規制改革実施計 間において、審査事務センテー分室の廃止の検討や業務・体制等 の継続的な検討について記載されており、令和4年10月の審査事 務集約の実施状況を踏まえて検討していく。
11	健康保険組合連合会	【設立の根拠】 健康保険法(大正11年法律第70号) 第184条 【事務・事業の根拠】 健康保険法第150条、186条、188 条、健康保険法第150条、185条、健康保険法節行令(大正15年勅令 第243号)第65条から68条まで	①制度改革のための活動 ②医療費適正化のための活動 ③ 健保組合間の共同事業の推進 ④ 健保組合置営のサポート活動 ⑤情報提供事業 ⑥調査研究活動 ⑦広報事業 ⑧健康保険組合事務費補助金交付事業	特別法人	各事務・事業の見直しについては、健康保険組 合連合会に設置する各事業の委員会において、 見直しを行っている。 ・政策委員会 ・企画委員会 ・交付金交付事業委員会 等	当該事務・事業は、健康保険組合の発展や持続性のある医療保 険制度の確立を目指すために必要な事業であり、効果的に運営 する観点から、健康保険組合を代表する団体が必要である。その ため、全健康保険組合が入する健康保険組合連合会におい て、引き続き当該事務・業務を実施することとする。
12	国民年金基金連合会	【設立の根拠】 国民年金法(昭和34年法律第141 号)第137条の4 【事務・事業の根拠】 ・国民年金法第137条の15 ・確定拠出年金法(平成13年法律第 88号)第2条第5項及び第74条	〇事務・事業の内容 ①国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金及び一時金の支給を行う事業 (中途脱退事業) ②国民年金基金が支給する年金及び一時金の支給を行う事と、 つき一定額が確保されるよう、国民年金基金の機出を原資として国民年金基金積立金を付加する事業 (衛行確保事業・共同運用事業) ③国民年金基第737条の15第2項第2号) ④国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業の所帯事業)(国民年金法第137条の15第2項第3号) ⑤国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業(国民年金法第137条の15第2項第3号) ⑤国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業(国民年金法第137条の15第2項第4号) ⑥個人型確定拠出年金の管理運営事業(確定拠出年金個人型年金運営管理事業)(確定拠出年金額人型年金運営管理事業)(確定拠出年金金法第74条)	特別法人	・国民年金基金規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第211号)により、裁定請案における生年月日を並する書類の省略の指置等(令和2年12月28日施行)が議じられたことから、中途脱退事業において必要な業務を実施している。 ・確定拠出年金個人型年金運営管理事業において、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の合算管理の仕組みにDB等の他制度對金相当額を併せて管理することにより、毎月、企業年金の加入状況を確認できることになるため、現て、事業主が行っており、簡素化要運が多かった()従業員のiDeCo加入時・転職時における企業年金の加入状況に関する事業主証明書の発行(2)年1回の現況確認さ事業主が行っており、簡素化要運が多かった。()作業員のiDeCo加入時・転職時における企業年金の加入状況に関する事業主証明書の発行インによる申請を可能としたとろであるが、更なる手続きのオンラインに、シートをは対したところであるが、更なる手続きのオンラインに、シートを開始、また、令和3年4月に以入の管理を有別に機能させるため、連合会全体のリスク管理を統括する「リスケ・システム管理室」を観話する「リスケ・システム管理室」を報話する「リスケ・システム管理室」を記述されたの、連合会全体のリスク管理を統括する「リスケ・システム管理室」を新活する「リスケ・システム管理室」を新活する「リスケ・システム管理室」を新活する「リスケ・システム管理室」を新記を行った。	老後に向けた資産形成のための私的年金の必要性や役割は高まっており、自営業者等の資産形成の促進のため、国民年金基金連合会は、国民年基金制度の安定的な制度運営及び発展を図っている要求ある。また、中途脱退事業や給付確保事業・共同運用事業における年金資産を全かつ効率的な管理・運用を引き続き実施していかなければならない。その上で、国民年金基金に関する事業及び個人型確定拠出年金の管理運算事業ともに、収入と支出のバランスのとれた健全な運営を目指す必要がある。